美祢市病院事業局
統合医療情報システム整備事業
プロポーザル実施要領

美祢市病院事業局

令和８年１１月

目　　次

１　選定の目的及び方向性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
２　事業に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（１）事業名
（２）事業内容
（３）事業期間
（４）履行場所
（５）選定方法
３　参加資格に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
４　実施スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
５　質問の受付及び回答　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
６　参加申込の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
７　参加資格要件の確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
８　提案書等の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
９　企画提案　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
10　受託候補者の選定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
11　契約の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
12　失格事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
13　その他留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
14　問合せ先及び資料等の提出先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

15　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
統合医療情報システム整備事業に係る参加申込書（様式１）　・・・　９
会社概要（様式２）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
暴力団排除に関する誓約書（様式３）　・・・・・・・・・・・・・・　１１
指名停止の状況及び選任プロジェクトに関する事項（様式４）　・・　１２
電子カルテシステムの稼働実績（様式５）　・・・・・・・・・・・・　１３
質問・回答書（様式６）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
提案書の採用通知書（様式７）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
提案書の非採用通知書（様式８）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

本実施要領は、「美祢市病院事業局 統合医療情報システム整備事業」に基づくプロポーザル（企画競争）の実施手続き・評価基準・審査方法・選定ルールを定めるものである。

1　選定の目的・方向性

本事業の選定については、単なる価格競争（最低価格落札）ではなく、技術力・支援体制・長期的なパートナーシップ等についても、総合的に評価し、優先交渉権者を選定することを目的とする。

多くの実績がある医療情報システムベンダーの参加を想定しており、選定においては、経済的合理性及び将来にわたって継続的に共に成長し、病院 DX を推進していける事業者との協働を重視する。また、院内 IT 人材が不在であることを踏まえ、緊急時における県内での迅速かつ確実なサポート体制を有していることを重視する。

2　事業に関する事項

（1） 事業名

「美祢市病院事業局 統合医療情報システム整備事業」

（2） 事業内容

「美祢市病院事業局 統合医療情報システム整備事業提案依頼書」（以下「提案依頼書」という。）を参照。

（3） 事業期間（履行期間）

令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月 10 日

（4） 履行場所

ア　美祢市立病院　　美祢市大嶺町東分 11313 番地 1

イ　美祢市立美東病院　　美祢市美東町大田 3800 番地

（5） 選定方法

総合評価型プロポーザル方式にて決定する。

総合評価型プロポーザル方式とは、需要者が必要とする機能、性能、技術等（以下「機能等」という。）を提案依頼書等により示し、参加希望者を公募したうえで、参加事業者の提案について、技術力・実現可能性・経済合理性等を総合的に審査・評価し、総合評価の結果に基づいて、優先交渉権者を選定する。

3　参加資格に関する事項

選考については、下記の全てに該当する者とする。

（1） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「政令」という。）を遵守すること。

（2） 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（3） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でない者であること。

（４） 暴力団(暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号の規定によるもの)、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者が経営運営に関係しない者であること

（５） 統合医療情報システムを令和 9 年 11 月 1 日までに稼働できる体制を組めること。

（６） 統合医療情報システムの導入・運用を行うにあたり、病院業務に精通したシステムエンジニアや営業の選任プロジェクトが組めること。また、本プロジェクトに配属する担当システムエンジニアについては、提案パッケージシステムの構築経験があること。

（７） 提案書提出締切日時点において、山口県内の病院（医療法第１条の５第１項に規定する病院）５箇所以上にてオンプレミス方式により医療情報システムを現に運用していること。

４　実施スケジュール一覧

2026/11/20	プロポーザル公告・提案依頼書配布開始 市公告・病院ウェブサイトに掲載
12/2	質疑応答期間締切　17:00 必着
12/9	質疑応答回答の掲載
12/14	参加申請の受付締切　17:00 必着
12/18	参加申請の回答通知
2027/1/7	提案提出の受付締切　17:00 必着
1 月中旬	企画提案（プレゼンテーション・質疑）
企画提案より 10 日以内	選定結果の確認　優先交渉権者の決定 選定結果の通知　全参加者に書面で通知 ※優先交渉権者との仕様・価格交渉　決定後速やかに開始
2027/4/1～	正式契約締結（2027 年度当初予算執行開始後）

５　質問の受付及び回答

提案書等の作成について質問がある場合は、「質問・回答書（様式６）」に内容を簡潔に記載し、提出すること。

ア　提出期限及び提出先

令和８年 12 月 2 日 17 時までに担当部署へ電子メールにて提出するものとする。

※質問した場合は、必ず担当部署に電話等で送信した旨伝え、着信したことを確認すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

イ　回答方法

質問に対する回答は、集約したうえで、質問者名を伏せて本事業局ホームページに掲載する。なお、質問書に対する回答は、回答の内容に応じて、本実施要領又

は仕様書の修正と見なす。（※ただし、病院内部の機密情報に関わる回答については公表せず、参加資格確認後に全ての参加資格者へ個別に送付します。）

6　参加申込の手続き

（1） 参加申込提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び美祢市契約規則等の各規定を理解した上で、下記添付書類を各1部提出すること。

ア　参加申込書（様式1）

イ　会社概要書（様式2）

ウ　暴力団等排除に関する誓約書（様式3）

エ　指名停止状況及び選任プロジェクトに関する事項（様式4）

オ　医療情報システムの稼働実績（様式5）

カ　印鑑登録証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）

キ　国税及び地方税に滞納がないことの証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）

ク　履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）

（2）提出期間

令和8年11月20日（金）から令和8年12月14日（月）まで

（3）提出先及び方法

担当部署へ持参又は郵送で提出すること。

持参の場合は、9 時から 17 時まで（土・日曜日、祝日を除く）に提出すること。

提出された書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。なお、提出書類に不備がある場合、事務局は必要に応じて補正を求めることがある。

7　参加資格要件の確認

参加申込書を受理した全ての者を対象として、実施要領等に適合しているかどうかについて、経営改革推進室において事前審査を行う。上記要件に適合しないと判断された者は失格とする。なお、その結果を令和8年12月18日（金）までに参加申込者へ通知する。

参加要件確認の結果、参加資格を有すると認められた者に対しては、企画提案書等の提出の要請を行うとともに、プレゼンテーションの日時等について通知する。

参加要件確認の結果、参加要件を満たさなかった者に対しては、その旨及びその理由を書面で通知する。その場合は、通知を受けた日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に、本事業局に対して書面によりその理由について説明を求めることができる。

8　提案書等の提出

（1）提出書類

提出書類は下記のとおりである。提案依頼書に基づいて作成すること。

① 提案説明資料（任意様式・80ページ以内）

② 要件確認チェックリスト（様式A）

③ 見積総括表（様式 B）

④ 見積詳細内訳書（任意様式）

見積総括表の根拠となる詳細明細（ライセンス単価・数量、サーバ機器明細、SE 人月単価・投入人月数等）。

⑤ 導入スケジュール（任意様式）

（2）提出期限

令和 9 年 1 月 7 日 17 時まで

（3）提出先及び方法

14 に記載の担当部署へメールにて提出すること。大容量ファイル転送サービスの利用及び持参・郵送（CD-R/USB 添付）も可とする

9　企画提案

（1）実施予定日時

令和 9 年 1 月中旬（予定）　日程・場所を調整し、別途通知する。

（2）出席者

出席人数は 5 人以内とする。

（3）実施方法

説明は、事前に提出された企画提案書等のみで行うものとする（提出された企画提案書のみプロジェクターで投影可）。

・一事業者につき、説明（40 分）と質疑応答（20 分）の 60 分程度を予定

・説明は、主担当者になる予定の者が中心となって行うこと。

・資料配布する場合は 18 部作成すること。

10　受託候補者の選定

（1） 選定の方法

本件に係る業者を選定するにあたり、電子カルテシステム選定委員会（各病院から選定された委員各 5 名及び事業局 1 名の 11 名により構成）が、受理した提案書等を公平かつ客観的に評価する。

ア　機能等の評価

提案内容を提案書、プレゼンテーション等により評価し、6 テーマ・12 項目にて機能等に対する点数（以下「機能等評価点」という。）として最高 80 点を与える。

イ　価格の評価

価格については、提出された見積総括表（様式 B）を提案内容や機能要件・仕様等と照らし合わせ、最高点 20 点として、評価者が点数（以下「価格評価点」という。）を与える。

ウ　評価の方法及び優先交渉権者の選定方法

「機能等評価点」80 点に「価格評価点」20 点を加えた合計 100 点とする。

評価の結果、各評価委員の合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、

この場合においても同数となった場合には、多数決により選定する。

（２）選定結果の通知等

受託候補者に対しては、選定通知書（様式７）でその旨を通知する。受託候補者に選定されなかった提案者に対しては、非選定通知書（様式８）でその旨を通知する。

また、本事業局ホームページにおいても選定結果について公表する。その場合、受託候補者については名称及び採点結果等を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、その他の提案者についても、名称を伏せて採点結果を公表する。

なお、採用されなかった業者は、通知をした日の翌日から起算して７日（土日及び休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により説明を求めることができ、これに対する回答は、受付日の翌日から起算して 10 日以内（土日及び休日を含まない。）に、書面により回答するものとする。提出先は、担当部署とし、受付時間は、午前９時から午後５時までとする。

11　契約の締結

受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不適当を認められる事態が生じた際は、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

上記の場合は、本事業局は、本プロポーザルの審査結果の上位の者から順に契約締結に係る交渉を行うことがある。

なお、契約内容の詳細については、本事業局と優先交渉権者との協議により確定することになるが、提案した内容は、最低限保証すること。

12　失格事項

参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効・失格とする。

（１）参加資格要件を満たさなくなった場合

（２）参加申込書提出の日から契約締結日までの間において、参加資格要件を満たさなくなった場合

（３）期限内に関係書類が提出されなかった場合

（４）提案書等に虚偽の内容が記載されていると認められた場合

（５）プレゼンテーションに参加しなかった場合

（６）本プロポーザルの審査に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められる場合

（７）各前号に定めるほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

13　その他留意事項

（１）参加申込者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

（２）本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標

準時及び計量法によるものとする。

（３）提案書等を提出した者は、提案書等の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じる義務を有するものとする。

（４）提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本市は、その責任を負わない。配達記録郵便の利用、電話又は電子メールなどで提出確認を行うなどの対策を講じること。

（５）提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（６）価格評価に用いる見積内容について、他社や標準的な価格から著しく乖離した価格である場合、ヒアリング等による価格調査を実施することがある。提案者は根拠を説明し、合理的な根拠が示されない場合は、価格点を付与しない、または失格とする場合がある。

（７）提案書等の著作権は提案者に帰属し、選定以外の目的で提案者に無断で使用しないものとする。

（８）提出された提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

（９）提出された提案書等は原則として返却しない。

(10) 提出期限以降の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。

(11) 統合医療情報システムの総括責任者及び主任技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することはできない。但し、病院側の指示による場合はこの限りでない。

(12) 業務等の不慮の都合により、事務手続の途中で選定を延期することがある。その場合は、参加事業者への通知・連絡により周知することとする。なお、選定を延期した場合においても、それまで要した費用について、病院側でその負担に応じることはしない。

(13) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、美祢市情報公開条例で規定する不開示情報に該当すると認められるもの以外は公開するものとする。

(14) 参加者は、本実施要領を提案依頼書と合わせて熟読し、すべての規定を遵守した上で参加すること。

14　担当部署（問合せ先及び資料等の提出先）

（１）名　称　　美祢市立美東病院　事務部医事班

（２）所在地　　〒754-0211　美祢市美東町大田 3800 番地

（３）連絡先　　TEL：08396-2-0515　FAX：08396-2-0502

E-mail：byouinmitou@city.mine.lg.jp

※美祢市立病院の内容に関する問合せ先は下記になります

名　称　　美祢市立病院　事務部医事班

所在地　　〒759-2212　美祢市大嶺町東分 11313 番地 1

連絡先　　TEL：0837-52-1700　FAX：0837-52-1820

（様式１）

参　加　申　込　書

「美祢市病院事業局 統合医療情報システム整備事業」に係る公募型プロポーザルに参加を申し込みます。

令和　　年　　月　　日

美祢市病院事業管理者　様

住　　所
会　社　名
代 表 者 名

（担当者連絡先）
住　　所
事 業 所 名
職 ・ 氏 名
Ｔ Ｅ Ｌ
Ｆ Ａ Ｘ
Ｅ－ｍａｉｌ

（様式２）

会　社　概　要

（美祢市病院事業局 統合医療情報システム整備事業）

名称		
所在地		
代表者名		
資本金		
設立年月日		
担当事務所	事業所名	
	所在地	
	電話	
	従業員数	名
年間売上高※	前々事業年度	
	前事業年度	
受注可能業務		
その他特記事項		

※　直近の決算における財務諸表を添付すること

（様式３）

暴力団排除に関する誓約書
（美祢市病院事業局 統合医療情報システム整備事業）

令和　　年　　月　　日

美祢市病院事業管理者　様

住　　所
会　社　名
代 表 者 名

美祢市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表措置基準第 16 号から第 22 号までに該当しないことを誓約します。
また、入札参加資格取得後においては、同基準第 16 号から第 22 号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

（美祢市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表措置基準抜粋）

（暴力団排除）
16　役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下 「暴力団員」という。）若しくは暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給する などして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。
17　役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。
18　役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
19　役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
20　役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であると知りながら、下請契約を締結したとき。
21　市工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。
22　市工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材又は原材料等の購入・機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき

※　申請時においては、第 16 号から第 20 号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及び営業所（常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者」と、第 16 号中「有資格業者の経営に事実上参加している者」とあるのは「申請者の経営に事実上参加している者」と、様式第４第 17 号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第 21 号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第 22 号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。

（様式４）

指名停止の状況及び選任プロジェクトに関する事項

１　指名停止の状況（令和　　年　　月　　日現在）

指名停止を受けた相手方	指名停止期間	指名停止の理由

２　選任プロジェクトに関する事項

区分	基本情報（※）	資格（登録番号）	同種の業務実績	
			年　月	業務内容
総括責任者	①			
	②			
	③			
	④			
主任技術者	①			
	②			
	③			
	④			
営業責任者	①			
	②			
	③			
	④			

※基本情報・・・①氏名　②年齢　③実務経験年数　④常駐場所（市町村名）

（様式５）

電子カルテシステムの稼働実績

山口県内電子カルテシステムの稼働実績（令和８年　　月　　日現在）

No.	病院名	所在地	病床数	開始時期	稼働
例	●●病院	●●市	●床	R7.4～	有
1.					
2.					
3.					
4.					
5.					
6.					
7.					
8.					
9.					
10.					
11.					
12.					
13.					
14.					
15.					

※稼働欄は申請日時点での稼働の有無を記載すること

（様式６）

質問・回答書

令和　　年　　月　　日

美祢市病院事業
管理者　●●　●●　宛

商号又は名称

代 表 者 名

件名	

番号	質問事項	回答事項
1		
2		
3		
4		
5		

令和　　年　　月　　日

回答者

（様式７）

●●●第　　号
令和　　年　　月　　日

様

美祢市病院事業管理者　●●　●●

美祢市病院事業局 統合医療情報システム整備事業に係る
提案書の採用について（通知）

令和　　年　　月　　日付、●●●第　　号で依頼した「美祢市病院事業局統合医療情報システム整備事業」に係るプロポーザルについては、厳正な審査の結果、貴社が採用されたことを通知します。

なお、今後の手続につきましては、後日連絡いたします。

（様式８）

●●●第　　号
令和　　年　　月　　日

様

美祢市病院事業管理者　●●　●●

美祢市病院事業局 統合医療情報システム整備事業に係る
提案書の非採用について（通知）

令和　　年　　月　　日付、●●●第　　号で依頼した「美祢市病院事業局統合医療情報システム整備事業」に係るプロポーザルについては、厳正な審査の結果、次の者が採用されたことを通知します。

本件業務に関心を持ち、提案書の作成等に貴重な時間と労力を費やされたことに対して、深く感謝申し上げます。

なお、美祢市病院事業管理者に対し、非選定の理由について説明を求めることができますので、説明を求める場合は、令和　　年　　月　　日（　）までに書面により手続きを行ってください。

記

○採用された提案書の提出者